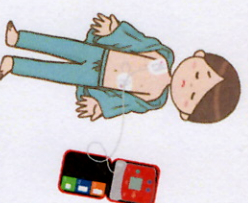


AED講習



R2. 06. 24



AED講習兼職員救急法を受講しました



「職員救急法」とは、緊急時に即座に対応できるよう毎年受講している研修です

今年度はコロナウイルス患者に対するガイドラインを

AEDの販売元であるフクダ電子の方にお教えいただきました

1. 意識確認時、通常は耳元で声を掛けるが対応時は少し耳から離れて声を掛ける事
2. 胸骨圧迫時は、当該患者の顔にタオルやガーゼを被せる事
3. 救急隊に当該患者を引き渡し後は、手洗いうがいを必ず励行する事

保育園ではAEDを玄関に設置してまいります

